主な記事
冬のＨＴＴ　2
世田谷ボロ市の魅力体感　3
３りんしゃで白熱レース　4

Shoten-gai NEWS
商店街ニュースN
第1217号
（令和８年）2026年2月5日
（毎月５日発行）
発行所　東京都商店街振興組合連合会
〒104-0061　東京都中央区銀座2-10-18
電　話　03－3542－0231～5
FAX　03－3542－0236
URL　http://www.toshinren.or.jp/
購読料　年間2,500円［送料込み、会費に含む］

政策課題対応型商店街事業
２月26日、都庁で説明会
事前申し込み不要

東京都は2月26日午後2時から3時30分まで、都庁都民ホールにて2026年度の「政策課題対応型商店街事業」について説明会を開く。

同事業は「環境」「防災」「福祉」「国際化」など、行政課題の解決につながる商店街の取り組みを集中的に支援する補助金。

具体的には、LED街路灯やソーラーパネルの設置（環境）、街路灯等LEDランプの交換（省エネ・再エネ）、老朽化したアーケードやアーチの点検・撤去（防災・防犯）、共同荷さばきスペースや付帯施設の設置（物流）、バリアフリートイレの設置（福祉）、宅配・送迎サービス（買物弱者支援事業）といった事業が補助対象となる。

商店街単体でなく商店街連合会として申請することもできる。

補助率は原則8割（一部メニューは9割）、上限額は1億2000万円。予算成立後に確定する。

説明会への参加にあたり、事前の申し込みは不要。当日は午後1時30分から入場受付を開始する。参加人数は、1商店街につき2人までとする。なお、参加は申請の要件ではない。

説明会資料および申請書類・様式は3月以降、都産業労働局のホームページにアップされ、入手できる予定。

インターネットの利用が難しい人は、都の地域産業振興課商店街振興担当（☎03・5320・4787）へ問い合わせを。

資料郵送の申し込み受付は3月2日から。

地域経済と暮らし支える役割胸に

都振連・都商連

新年賀詞交歓会
会員・関係団体ら約160人が参加

東京都商店街連合会と東京都商店街振興組合連合会は1月7日、新宿区の京王プラザホテルで新年賀詞交歓会を開催し、会員や関係団体などから約160人が出席した。

岡田一弥副会長・副理事長の開会宣言に続いて登壇した山田昇会長・理事長は、商店街を取り巻く現状について「物価高騰や人手不足など、依然として厳しい事業環境が続いている」とし、その中で「各商店街が知恵を出し合い、イベントの開催や祭りなど、地域に根ざした取り組みを懸命に進めてきたことは大変意義深い」と感謝を述べた。また、本年も会員商店街の活動をしっかりと下支えしていくと話し、「安心・安全で、誰もが訪れやすい商店街づくりを進め、地域経済の活性化に貢献していきたい」と力を込めた。さらに、「地域の方々の日常の暮らしを支える重要な役割を担っていることを改めて胸に刻み、先頭に立って取り組んでいく」と決意も表した。

誰もが訪れやすい商店街づくりを進めていきたいと語る山田会長・理事長

来賓として出席した小池百合子都知事は、「商店街は地域社会の商業活動だけでなく、コミュニティの核として都民の日々の生活に潤いを与えている」と祝辞を述べた。また、今年が令和8年であることに触れ、「末広がりの『八』を強調したい。昨年の東京都の出生数は9年ぶりにプラスに転じて0・9％増加した。社会の持続可能性としてうれしい、幸せな数字だと思う。ぜひ『八』が付く日に婚姻や出会いのキャンペーンなどを皆様の地域ごとの工夫で行ってほしい。商店街の皆様と連携し、末広がりの『八』で希望を広げてまいりましょう」と呼びかけた。

続いて桑島俊彦名誉会長があいさつに立ち、行政と商店街が協力し、全力で頑張ってほしいと激励。その後、臼井浩之都商連副会長の中締めで盛会裏に閉会した。

小池都知事「八（すえひろがり）」で希望 広げよう

「商店街は商業活動だけでなく、都民の生活に潤いを与えている」と述べる小池都知事

出席者に熱いメッセージを送る桑島名誉会長

東京商工会議所の伊藤仁専務理事の発声で乾杯

開宴を前に、来場者を出迎える執行部役員ら

「商店街アンケート」
振興組合と振興組合連合会が対象
提出にご協力を
基礎情報の変更点などを確認

都振連

東京都商店街振興組合連合会では、昨年12月に発送した「商店街アンケート」の記入・返送を呼びかけている。

このアンケートは、振興組合と振興組合連合会を対象としたもので、理事長や事務所の連絡先、組合員や理事の人数など基礎情報の変更点を回答。また、定款変更など組合の運営について都振連に相談したい内容も確認する。

このほか、地域団体との連携状況や「商店街ニュース」で取り上げてもらいたい組合の活動・イベント、要望なども自由に記入いただく。

回答は、同封の返信用封筒で郵送。問い合わせは、都振連組織課（☎03・3542・0231）へ。

提出期限は、事業年度末が昨年3月末～11月末の組合は、今年の3月31日まで。昨年12月末～今年2月末が事業年度末の組合は、今年の5月29日まで。

TOSHINREN-information

魅力ある街づくりのためには
“振興組合化”から！

■振興組合設立のためには？
振興組合を設立するためには、発起人が７人以上おり、次の３つの要件を満たすことが必要です
①小売商業、サービス業を営む者が 30 人以上近接して商店街を形成していること
②他の商店街振興組合の地区と重複しないこと
③その地区内の組合員有資格者の２／３以上が組合員となり、かつ、総組合員の１／２以上が小売商業またはサービス業であること

■振興組合設立のメリットは？
①人的なまとまりが強くなり組織力が強化されます
②組合運営および会計が明確化され新規加入促進につながります
③法律に基づく法人であるため、社会的な信用が高まります
④国や都、区市など行政の助成金や施策が活用できます

詳しくは 東京都商店街振興組合連合会 組織課へお問い合わせください　TEL：03(3542)0231